

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

## 公表日

令和8年1月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例により、1月1日現在で筑紫野市に土地・家屋・償却資産を所有している人に対して、その資産価値に応じた固定資産税額を課税する。  具体的には、 ①取得や所有権移転、売買などによる固定資産税課税台帳及び固定資産税課税補充台帳の異動 ②土地家屋の現地での調査、評価を実施 ③前年中に取得・減少した償却資産について申告を受け付け、一品ノ申告書の異動 ④土地・家屋・償却それぞれの課税標準額を計算した後、名寄せ、課税計算を行い、名寄せ帳を作成 ⑤固定資産税課税台帳及び固定資産税課税補充台帳を納税義務者に縦覧・閲覧する ⑥課税計算した結果を納税義務者へ通知⑦証明(評価証明、公課証明等)発行業務
③システムの名称	・固定資産税システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)別表 24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項  【情報提供の根拠】 ・提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	筑紫野市 市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

<b>7. 特定個人情報開示の請求・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 市民生活部 税務課 固定資産税担当
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式	平成26年4月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	税務課長 野口 靖	税務課長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成26年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取り扱い者数	平成26年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和2年3月19日	公表日	2019/6/28	2020/3/19	事後	
令和2年3月19日	II-1 対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年3月19日	II-2 取り扱い者数	平成31年1月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和4年2月10日	評価書名	筑紫野市 固定資産税賦課事務 基礎項目評価書	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和4年2月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	筑紫野市は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼさないことを確保し、特定個人情報等の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	筑紫野市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼさないことを認識し、特定個人情報等の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和4年2月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(特記事項)	右記の内容を追記	本評価書では以下の略称を使用しています。 「番号法」:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成25年法律第27号)	事後	
令和4年2月10日	I 1 ①事務の名称	固定資産税に関する事務	固定資産税の賦課に関する事務	事後	
令和4年2月10日	I 1 ③システムの名称	1. Acrocity固定資産税 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	・固定資産税システム ・番号連携サーバ ・中間サーバ	事後	
令和4年2月10日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1)固定資産税情報ファイル	固定資産税情報ファイル	事後	
令和4年2月10日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
令和4年2月10日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の27の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の第1種(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2027の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報に関する命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条  【情報提供の根拠】 ・提供なし	事後	
令和4年2月10日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年2月10日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和8年1月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年1月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年1月1日	I 3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)別表 24の項	事後	
令和8年1月1日	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の第1種(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2027の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報に関する命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条  【情報提供の根拠】 ・提供なし	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項  【情報提供の根拠】 ・提供なし	事後	